

佐野市ホームページリニューアル業務委託仕様書

1, 事業概要

(1) 事業名

佐野市ホームページリニューアル事業（以下「本業務」という）

(2) 公開日

平成31（2019）年12月2日（月）

(3) 履行期間

契約締結日から平成31（2019）年12月1日（日）まで

より詳細なスケジュールについては、本市と受託業者との協議の上、決定する。

(4) 目的

平成19年に現在のホームページにリニューアル後、10年が経過する。その間、市民をはじめとするホームページ利用者の増加や閲覧環境の変化により、求められるニーズに対応しきれない部分が発生している。具体的にはユーザビリティ・アクセシビリティへの対応、災害発生時における迅速かつ確な情報発信、またスマートフォンやタブレット端末等への対応を行う必要があるため、本業務を実施する。

(5) 基本方針

(ア)ユーザビリティへの対応

利用者の誰もが必要とする情報に簡単にたどり着けること

(イ)アクセシビリティへの対応

高齢者や障がい者を含めた誰もが支障なく利用できること

(ウ)災害発生等の緊急時対応

災害発生等の緊急時でも迅速かつ継続的に情報を提供できること

(エ)親近感を抱くデザイン

市民が市のサービスをより身近に利用できる機能を有するホームページであること

(オ)容易な情報発信

職員の誰もがアクセシビリティに配慮されたページを簡単に掲載でき、均一な完成度となること

(カ)魅力発信強化対応

地域特徴を生かしたデザインやコンテンツを効果的に発信できるようにし、市内外に魅力を発信できること

(キ)拡張性の確保及び柔軟性の高い保守運用対応

将来的な拡張性及び運用開始後に CMS の機能向上やホームページの構造・デザイン変更柔軟に対応すること

(6) 業務概要

(ア)CMS・システム・サーバー環境の導入・構築・設定

(イ)DNS サーバの導入、DNS 登録情報の確認、調整、移行

(ウ)コンサルティング (ホームページの構造・運用設計・デザイン制作)

(エ)本市独自機能・コンテンツの企画立案・構築

(オ)アクセシビリティ対応

(カ)コンテンツ・データ移行 (アクセシビリティ対応含む・ページ数削減のコンサルティング)

(キ)操作研修

(ク)操作・運用マニュアルの提供

(ケ)保守・運用支援・障害対応

(7) 対象ホームページ

佐野市のホームページ (<http://www.city.sano.lg.jp/>) 以下の各コンテンツを対象とする。

(ア)下記のコンテンツに関しては受託者からの企画立案を元に再構築すること。

- ・さのまるオフィシャルホームページ (<http://sanomaru225.com/>)
- ・佐野市の魅力発信・移住定住ポータルサイト (<http://sano-kurashi.com/>)
- ・佐野市こどもの国ホームページ (<http://www.kodomonokuni.jp/>)
- ・佐野市フィルムコミッションホームページ (<http://www.sano-film.com/>)

(イ)携帯電話 (フィーチャーフォン) 対応サイトを再構築すること。

(ウ)スマートフォン・タブレット対応サイトを新規構築し、すべてのページが自動生成できること。

(8) 現行サイトの状況

(ア)HTML ファイル	約 10,000 ファイル
(イ)PDF ファイル	約 30,000 ファイル
(ウ)MS オフィスファイル	約 2,500 ファイル
(エ)画像ファイル	約 30,000 ファイル
(オ)データ容量	約 18GB
(カ)トップページアクセス数	約 45,000 件/月
(キ)操作職員数	200 ユーザー

(ク)庁内端末環境

OS : Windows7(32bit/64bit)、8.1(64bit)、
10(64bit)

ブラウザ : Internet Explorer9 以降

2, リニューアル業務

(1) サイト構築コンサルティング・設計

ホームページの設計方針は以下のとおりとし、現行の課題、リニューアルの目的や基本方針を勘案し、ユーザビリティ・アクセシビリティに配慮したサイト設計を行うこと。

(ア)目的とするコンテンツに、原則3クリック、最大5クリック程度でたどり着く階層構造とすること。

(イ)現状のホームページから移行漏れのないように分析し、移行対象リストを作成すること。

(ウ)分析の結果、データの取捨選択や足りないページを補完しながら再構築をすること。

(エ)利用者にとって見やすく、参加したいと思わせるイベントカレンダーを構築したいと考えており、その内容を企画提案書にて提案すること。

(オ)利用者にとって使いやすさを優先し、カテゴリからコンテンツの内容が想像できるカテゴリ分類となるように設計を行うこと。

(カ)レスポンスデザインとし、単一のファイル作成でパソコン、スマートフォンやタブレット端末等異なるデバイスに対して表示内容が最適な状態に変化すること。

(2) ホームページデザイン

現行ホームページの課題、リニューアルの目的や基本方針を分析し、最適と考えるデザインを提案すること。本市のイメージや魅力を発信し、認知度の向上を図ることができる訴求力のあるトップページとし、市民向け観光向けのページに移行するデザインとすること。また、中間ページ・詳細ページのデザイン案も作成すること。

(ア)ホームページ全体構成、掲載事項の整理、利用者のアクセシビリティ、ユーザビリティ等を考慮すること。

(イ)ホームページとして、標準化・統一化されたデザインとすること。

(ウ)災害時にスムーズな情報提供を可能にするため、災害用のトップページを作成すること。

(エ)提案したトップページに合わせて、スマートフォン用サイト、携帯電話用サイト、その他各種関連サイトをデザインすること。

(オ)サイトのデザインに合わせて、コンテンツ作成・編集などを行うためのテンプレ

レートを経営用途に応じて複数作成すること。またテンプレートの変更や新規作成・追加が可能であること。管理可能なテンプレート数に上限がないこと。

(カ)以下のページについては、個別デザイン（ヘッダー・フッターのみの軽微なデザイン変更等に対応可）を作成すること。

- ・ <http://www.city.sano.lg.jp/gikai/index.html>
- ・ <http://www.city.sano.lg.jp/suidou/index.html>
- ・ <http://www.city.sano.lg.jp/119/index.html>
- ・ <http://www.city.sano.lg.jp/museum/index.html>
- ・ <http://www.city.sano.lg.jp/city-museum/index.html>
- ・ <http://www.city.sano.lg.jp/tougeikan/index.html>
- ・ <http://www.city.sano.lg.jp/kuzuufossil/index.html>
- ・ <http://www.city.sano.lg.jp/densyoukan/index.html>

(3) アクセシビリティ対応

(ア)JIS X 8341-3:2016「高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部：ウェブコンテンツ」を参考に、アクセシビリティ方針を作成すること。

(イ)JIS X 8341-3:2016 レベル AA に準拠とし、対象範囲は再構築後のホームページで公開するすべてのコンテンツとする。ただし、現行データの仕様等や運用上の理由で、一部コンテンツを除外する場合がある。

(ウ)リニューアル時のサイト構成、ページデザイン等に適用するウェブアクセシビリティガイドラインを作成すること。なお、リニューアル後のホームページ運用時にも職員が利用できるように平易な用語を用いること。内容は打合せの上、決定する。

(エ)ウェブアクセシビリティ基盤委員会の示す「JIS X 8341-3:2016 試験実施ガイドライン」に基づく試験を実施、適用する達成基準の要件を満たすことを確認する。

(4) コンテンツ移行要件

(ア)移行作業の最適な方法、スケジュール、役割分担等を記した「コンテンツ移行計画書」を作成し、提案すること。

(イ)現行ホームページから新 CMS への移行は、原則全て受託者が実施すること（全 6, 0 0 0 HTML を想定）。

(ウ)移行後のページは、CMS を用いて修正、公開、削除作業が行える状態にすること。

(エ)ページに添付されている PDF などのファイル、画像についても移行すること。

(オ)移行する際、アクセシビリティ上の問題が生じた場合は、アクセシビリティガイドラインに基づき受託者が修正すること。

(5) コンテンツ移行の検証

(ア)再構築後のホームページが正常に稼働するか、ブラウザ表示テストなどのシステムテストを行うこと。また「コンテンツ移行報告書」を作成し、提出すること。

(イ)本市の検証において不備が発覚した場合は、受託者にて修正対応すること。

3, 機能要件

(1) CMS

(ア) 開発ベンダーによるサポートが確立された製品であること。オープンソースの使用は認めない。

(イ)CMS を利用するために必要な一切の作業(ユーザー、組織情報、カテゴリ設定、テンプレート構築・設定など)を行うこと。

(ウ)CMS に求める機能は別紙「CMS 機能要件一覧」の通り。

(2) サーバ要件

(ア)Web サーバは 24 時間 365 日、有人にて運用可能な体制を確保すること。

(イ)CMS サーバは 24 時間 365 日の運用を基本とした体制を整え、システムメンテナンスなどで計画停止する場合は事前連絡の上、本市業務時間外に作業すること。

(ウ)DNS サーバをデータセンターにて運用し、安定した稼働を実現するとともに、職員にかかるサーバ管理負担を軽減すること。DNS サーバの導入に際して受託者が実施する作業は以下のとおりとする。

- ・ DNS 登録情報の確認、調整、サーバ移行スケジュール作成
- ・ ドメイン管理者変更申請
- ・ DNS サーバへのゾーン情報登録及び関連設定
- ・ DNS サーバ動作確認
- ・ DNS サーバ切替対応
- ・ Web サーバ切替時 DNS 設定変更

(エ)サーバ等システム運用に係る機器は、公的資格として ISO27001 を取得しているデータセンターに設置すること。

(オ)運用に関する問い合わせ窓口、障害受付窓口を用意すること。

(カ)サーバのスペックについて、アクセス件数、ソフトウェア、リニューアル後のコンテンツ容量の予測等を勘案し、構築すること。

- (キ)システムのバージョンアップや機能の追加等に対応できる拡張性をもたせること。
- (ク)サーバダウン等トラブルが発生した場合でもサービス停止が生じないような措置を講じること。
- (ケ)構築に当たっては十分なセキュリティ対策を講じること。SSL 暗号化通信に対応させること。なお、SSL の更新手続きについては受託者が責任を持つて行うこと。

(3) ネットワーク

- (ア)CMS サーバと Web サーバは庁舎外のデータセンターに設置すること。庁内端末から CMS サーバに LGWAN 経由でアクセスし、コンテンツを作成・更新する。その間の通信は暗号化通信等のセキュリティを確保すること。
- (イ)30 人のユーザーが同時にシステムにアクセスし、コンテンツ更新作業を行っても、レスポンス（実行から応答）にかかる時間が 5 秒以内に収まること。
- (ウ)災害時等緊急の場合を除き、基本的に CMS へのアクセスについては、特定のグローバル IP アドレスのみを許可する等、第三者からのアクセスによるホームページの改ざん等を防止し、安全性に考慮して運用できること。

(4) セキュリティ

- (ア)サーバについては、常に最新バージョンを維持してウィルス感染等を防止すること。また、最低一日に一回は全コンテンツ（添付ファイル含む）のウィルスチェックを行い、ウィルスを発見した場合は、速やかに駆除すること。
- (イ)情報漏えい対策が十分にとられていること。
- (ウ)異常または障害が発見された際には、直ちに本市へ連絡すること。
- (エ)運用するサーバ及びアプリケーションは、SQL インジェクション、クロスサイトスクリプティング等の脆弱性がないこと。また、OS やアプリケーションにセキュリティホール等の脆弱性が発見された場合、早急にセキュリティパッチを適用するなど、一部の例外を除き、追加の費用なしに補修すること。
- (オ)攻撃による改ざんがあった場合は、認知してから 5 分以内に自動復旧ができること。
- (カ)セキュリティに関する理由などにより、それがシステムに与える影響が大きいと判断した場合には、システムの緊急停止を行い、すみやかに本市に報告すること。

(5) データセンター要件

本業務におけるサービスは、別紙「CMS 機能要件一覧」に記載のデータセンター

要件を満たしたデータセンターより提供すること。なお、要件に満たせない項目がある場合は、提供資格を有しないものとする。

(6) ウェブページの形成

生成されるウェブページは、原則として全て静的に生成されるウェブページとする。ただし、必要に応じて動的に生成されることが適当なウェブページを提案する場合は、別途本市と協議の上決定する。

また、更新内容は即時に反映できるような仕組みを取ること。時間差もしくは定期反映になる場合はその旨を提案書に明記すること。

4, 職員支援要件

(1) 操作マニュアルの作成

(ア)ホームページを作成する際に一般的に必要な知識、注意すべき事柄を説明するための運用マニュアルを作成すること。

(イ)CMS 操作方法について「運用マニュアル」及びシステム管理者、承認者、作成者別の操作マニュアルを作成すること。また、特別な知識を持たない一般職員でも、内容を見ただけで操作できるよう、本市独自にキャプチャ画像を表示し、分かりやすい表現で記述された操作マニュアルであること。

(2) 操作研修

システム管理者5名、承認者及び作成者100名程度（1回25名程度とし、計4回を想定）を対象に、導入時に操作研修を実施すること。開催時期等については本市と協議の上、決定する。研修実施における会場、操作端末などは本市が準備する。研修資料は受託者が用意すること。

5, 運用・保守業務

平成31年12月2日から単年度更新として実施し、以下の通り対応すること。

(1) システム運用

(ア)バックアップ

障害時の早期回復のため、1日1回以上バックアップを行うこと。バックアップデータは日次5世代管理すること。

(イ)システム監視

システムに障害が発生した場合、迅速に検知するためにシステム監視を行うこと。障害の局所化、システム停止の回避や停止時間の最短化に努めること。具体的な監視項目は以下のとおりとする。

- ・ネットワーク稼働監視

- ・ネットワーク不可状況（トラフィック）
- ・サーバの稼働監視
- ・プロセス監視（OS系、アプリケーション系）
- ・ログ監視
- ・サーバの負荷監視（CPU、メモリ、グラフィック）
- ・不正侵入検知（ワームや Dos 攻撃等の不正なパケットの検出）
- ・サーバ上のファイルの改ざん

(ウ)ログの管理

(2) システム保守

(ア)障害対応

- ・障害に対して、予防、発生時の迅速な処理手順、再発防止のための方策などについて障害管理計画を作成し、安定的な稼働管理を行うこと。
- ・障害が発生した場合は、本市に迅速に連絡するとともに、直ちに状況の把握を行い、障害箇所の特定、影響の範囲の調査、即時対応、現状復帰すること。また、本市が障害を発見した場合、電話、メールによる問い合わせに対応すること。
- ・データセンターにおいて障害の一時切り分けを実施すること。
- ・稼働診断、定期点検等により障害の予防を行うこと。
- ・障害対応履歴の集積・分析、障害原因の分析により再発防止を行うこと。

(イ)脆弱性対策

サーバソフトウェアの脆弱性情報を継続的に入手し、脆弱性への対応を行うこと。

(ウ)バージョンアップ対応

CMS に対して性能や品質強化、新たな機能の追加及び新たな OS やブラウザへの対応等、契約の範囲内において対応すること。バージョンアップの対象範囲、実施頻度などについて提案書に明記すること。

(エ)問い合わせ対応

緊急性が高いものを除き、平日（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）の 9 時 00 分から 17 時 30 分までとする。ただし、緊急時は本市と協議の上対応すること。CMS の操作方法、運用上の質疑などの問い合わせに対して、一元的に対応すること。

(3) 災害時・緊急時の対応

(ア)休日・夜間であっても迅速に対応すること。

(イ)大規模災害の発生により、庁舎内パソコンから CMS にアクセスできないケー

スを想定し、庁舎外からウェブページを作成・公開できる仕組みを実現すること。

(ウ)緊急時の支援として、サイト管理者からの電話やメールでの作業依頼（災害版トップページへの切り替えや、必要なページの作成・更新作業等）に対応すること。

(4) 拡張性

オープンデータ化に向けて、データ生成を効率的に実施する等の拡張機能があることが望ましい。

(5) その他の提案

専門的な立場から、他市事例や今後の技術革新を見据え、本業務の費用範囲内で効果的な提案がある場合は、積極的に提案すること。

6, 納品

契約期間内に下記の書類等を提出すること。紙媒体及び電子媒体（CD-ROM）を各1部納品すること。

(ア)プロジェクト計画書

(イ)サイトマップ

(ウ)ホームページ構成設計書

(エ)デザイン設計書

(オ)コンテンツ移行計画書

(カ)コンテンツ移行報告書

(キ)管理者向けマニュアル

(ク)作成者及び承認者向けマニュアル

(ケ)アクセシビリティガイドライン

(コ)アクセシビリティ試験結果

(サ)運用マニュアル

7, 検収

受託者は、業務完了後速やかに業務完了報告を行うこと。

本市は納入日から10日以内に納品物の検査を行い、その結果不備が認められた場合、受託者は速やかに不備を解消し、修正した成果物を再度納入すること。また、本市は再度納入された成果物の検査を速やかに行う。

8, その他

(1) 再委託

受託者は、事前に文書をもって発注者の承諾を得た場合、本委託業務の実施に当たって一部の業務を受託者の責任において再委託先に委託することができるものとする。

(2) 守秘義務

個人情報、秘密と指定した事項及び業務の履行に際し知り得た秘密を第三者に漏らし、または不当な目的で利用してはならない。契約終了後も同様とする。

(3) 権利帰属

受託者から発注者に引き渡された成果物の所有権、著作権、その他当該成果物を利用するために必要な一切の権利は、当該引渡しの時点をもって全て発注者に帰属する。

ただし、業務の成果品等に、受託業者が従前から補修する知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報を含む。）が含まれていた場合には、権利は受託者に留保されるが、本市は、本業務の成果品等を利用する為に必要な範囲において、これを無償で利用できるものとする。

受注者は、前項の成果物につき、発注者に対し、著作者人格権を行使しないものとする。